

全国児童福祉主管課長  
・子育て応援特別手当関係課長会議  
(家庭福祉課・同課母子家庭等自立支援室)

【目次】

- 里親制度、小規模住居型児童養育事業、児童自立生活援助事業、  
児童家庭支援センター、被措置児童等虐待に関するQ & A . . . . . 1
  
- 平成21年度国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所研修  
日程(案) . . . . . 13
  
- 「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」の一部改正について . . . 15
  
- 「母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について」の  
一部改正について . . . . . 19
  
- 人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修の  
実施について . . . . . 53

平成21年2月27日(金)  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課・同課母子家庭等自立支援室



# 里親制度、小規模住居型児童養育事業、児童自立生活援助事業、児童家庭支援センター、被措置児童等虐待に関するQ&A

## 1. 里親制度について

Q 1 改正前の里親制度の下で夫婦で里親に登録されている里親夫婦のうち、里父のみが養育里親研修を受講し登録手続きが終了した場合、里母は同居人となるのか。

A 里母については、平成22年3月31日まで経過措置があるので養育里親とみなされるが、それまでに養育里親研修を受講し養育里親登録をしなければ、平成22年4月1日以後養育里親としての登録はなくなり、同居人となる。

Q 2 改正前の里親制度の下で既登録の里親について、養育里親登録の有効期間の起算日はどうなるのか。養育里親研修後からとなるのか。一律に平成21年4月1日からとなるのか。

A 平成21年3月31日までに養育里親研修を含む登録手続きが終了した養育里親については、平成21年4月1日から5年間となり、平成21年4月1日以降に養育里親研修を含む登録手続きが終了した養育里親については、登録手続きが終了した日から5年間となる。

Q 3 養育里親研修の免除規定に、「現に養育里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験」と同等以上の能力とあるのはどのような者か。例えば養子縁組成立後に養子として養育した期間を含めれば当該児童を3年以上養育している場合に対象となるか。

A この免除規定の対象については、例えば養子を養育した期間のみをもって一概に判断できるものではなく、当該養育者の養育経験や児童の処遇に必要な知識等の状況を踏まえ、都道府県において判断されたい。

Q 4 更新研修のうち、施設実習が必要となる「未委託里親」とは、更新の時点で受託していない里親全員が該当するのか。

A 更新の時点で子どもを受託していなくとも、都道府県知事が要保護児童の養育に関し一定の経験があると認めれば免除できる。

Q 5 施行日において現に委託児童を養育中の里親が、施行日以降（1年間の経過措置期間内）に養育里親研修を受講した場合、新しい里親手当はいつから適用されるか。

A 養育里親研修を含む登録手続きが終了した日を基準とし、その日が1日なら当該月から、その他の日なら当該月の翌月から適用となる。

Q 6 施行日において現に児童を受託しており、施行日前に養子縁組を希望する里親を選択している場合は、施行日（平成21年4月分）から里親手当がなくなるのか。

A 施行日に現に子どもを委託されている里親については、養子縁組を希望する里親を選択した場合であっても、手当額は施行日から1年間（委託解除された場合を除く）は経過的に旧里親手当額（34,000円）を支給することとしている。

【別添資料Ⅰ①参照】

Q 7 施行日において児童を受託しておらず、施行日までに養子縁組を希望する里親を選択し、施行日後に児童を受託した場合の里親手当の金額はどうか。

A 施行日までに養子縁組を希望する里親を選択し、施行日後に児童が委託された場合は、新手当額が適用となるため0円となる。【別添資料Ⅱ①参照】

なお、施行日後に養子縁組を希望する里親を選択し、その後児童が委託された場合も同様に0円となる。【別添資料Ⅱ②参照】

Q 8 施行日までに養育里親研修を含む改正後の養育里親として登録手続きを終了している者が、施行日以降、養育里親として児童を受託したが、その後事情が変わり養子縁組に向けた手続きが始まった場合の里親手当の金額はどうか。

A 当初は養育里親への委託となるため、新手当額が適用となり72,000円となる。その後、養子縁組に向けた手続きが始まった場合の手当額は0円となる。

【別添資料Ⅱ④参照】

※ その他、児童を2名受託している場合の手当の取扱い等詳細については、別添資料を参照いただきたい。

Q 9 - ① 施行日までに養育里親研修を含む改正後の養育里親として登録手続きを終了している者が、施行日以降、養育里親として児童を受託したが、その後事情が変わり養子縁組に向けた手続きが始まった場合の里親手当の金額はいつから変更すればよいのか。

A いったん養育里親を選択した場合は、単に里親が養子縁組を希望しているという時点ではなく、養子縁組に関し、委託されている児童の実親の同意が得られた等により、具体的に養子縁組に向けた手続き等を始める時点の属する月の翌月（1日の場合は当該月）からとする。

Q 9 - ② 「具体的に養子縁組に向けた手続き等を始める時点」とは、家庭裁判所へ養子縁組の申立をした時点と考えればよいのか？

A 家庭裁判所に対して養子縁組の申し立てを行った時点と解してよい。

Q 10 養育里親が入院等により委託児童を監護できなくなった場合は、同居人が養育することとして委託を継続することは可能か。

A 養育里親自身が養育できない期間や、委託児童の福祉の観点等を勘案の上、都道府県において適切に判断していただきたい。なお、同居人による養育が長期化する等により、養育体制が十分ではないと判断される場合には、同居人に里親登録していただくことや、児童の措置変更等も含めて検討することとなる。

Q 11 養子縁組を希望する里親は更新が必要なくなるというか。

A 養子縁組を希望する里親については、登録の有効期間を規定していないが、都道府県においては定期的な当該里親の希望の把握や、必要に応じて養育里親の更新研修を活用する等の対応をお願いしたい。

## 2. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について

Q 1 里親からファミリーホームに移行するときに、措置変更の手続きが必要か。

A 都道府県知事が委託を行う主体が里親個人からファミリーホーム事業者に変更となることから、措置変更の手続きが必要である。

Q 2 ファミリーホームの整備について、国庫補助はあるのか。

A 平成21年度予算案において、ファミリーホームの施設整備費を次世代育成支援対策施設整備交付金の対象としたところ。他の児童福祉施設の整備と同様に設置主体が地方自治体、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人の場合が対象となる。（自立援助ホームについても同様）

Q 3 ファミリーホームの定員は5名又は6名となっているが、現員が4名以下になった場合は事業を休止又は廃止としなければならないのか。

A 定員とは、定員で定めた人数分だけ、児童を受け入れることができる設備や体制を整えていること言う。このため、委託児童の人数が一時的に4名以下となったとしても、定員数を受け入れることができる体制が整えられており、事業者としても、その意思がある場合には、事業所を休止又は廃止する必要はない。

4名を超えて委託を受ける意思や体制がない場合には、小規模住居型児童養育事業としては、休止又は廃止することになる。

Q 4 1人以上の養育者が当該住居に生活の本拠を置くことになっているが、自己所有（自己の賃貸）の物件に住んでいるということが必要か。

A 生活実態として当該住居に本拠を置くこととしており、継続安定して当該住居に

居住することが可能な状況にあれば、その建物の所有権の有無や賃貸借契約の名義等を条件とするものではない。

Q 5 補助者は、養育者の配偶者又は同居親族や、別に給与所得を受けている者であっても認められるか。

A 児童福祉法第34条の15第1項各号に規定する里親の欠格事由に該当しない者であれば認められる。  
なお、当然のことながら補助者としての実態は必要である。

Q 6 ファミリーホームに一時保護委託を行うことは可能か。

A 児童相談所において、一時保護委託先として適切と判断されれば、定員内で委託を行うことは差し支えない。なお、定員内で一時保護委託が行われた場合には措置費の事務費及一般生活費を日額で支弁できるほか、必要に応じてその他事業費を支弁できるとしている。

### 3. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について

Q 1 自立援助ホームの利用の申込みについて、申込みを受けた都道府県の区域外の自立援助ホームの利用の希望である場合、入居は可能か。

A 都道府県の区域外の自立援助ホームの利用を希望する者の申込みを受けた都道府県は、当該自立援助ホームを所管する都道府県と必要な連絡及び調整を図らなければならないとされているところである。したがって、調整が整えば申込先の都道府県の区域外の自立援助ホームに入居することは可能である。  
なお、措置費の支弁については、原則として申込みを受けた都道府県が支弁することとするが、都道府県同士の協議による場合はこの限りではない。

Q 2 家庭裁判所からの補導委託等による入居は認められるか。認められる場合、措置費の対象児童となるか。

A 補導委託等による入居については、定員内であること等、児童自立生活援助事業の実施に支障のない範囲であれば差し支えない。ただし、当該児童は措置費支弁の対象とはならない。

Q 3 事務費及び事業費の支弁の基準が、月初日の実人員数とのことだが、月途中で委託した場合に、日割計算を適用するのか。

A 事務費及び事業費については、月初日の実人員分について月額単価を支払うこととしており、日割計算は適用しない。

Q 4 自立援助ホームに一時保護委託を行うことは可能か。

A 児童相談所において、一時保護委託先として適切と判断されれば、定員内で委託を行うことは差し支えない。なお、定員内で一時保護委託が行われた場合には措置費の事務費及一般生活費を日額で支弁できるほか、必要に応じてその他事業費を支弁できるとしている。

#### 4. 児童家庭支援センターについて

Q 1 児童家庭支援センターについて、施設附置の要件が撤廃されるが、新たな要件の規定はあるか。

A 法改正後は、都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2項による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者であること、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、関係機関との連携その他の支援体制を確保すること等を要件とすることとしている。

#### 5. 被措置児童等虐待について

Q 1 障害児施設について、措置児童だけでなく、契約により入所した児童についても対象となるか。また、入所している児童のうち、18歳以上については対象となるか。

A 対象は当該施設に「入所する児童」であり、措置、契約いずれの場合も対象となる。また、措置延長となっている18歳以上の児童については、児童福祉法上は児童として法律の適用を受けることとなるため、同様に措置、契約いずれの場合であっても対象となる。

Q 2 被措置児童等虐待を受けた児童が、施設を所管する都道府県以外の都道府県から措置されている場合に、いずれの都道府県児童福祉審議会に報告や意見聴取を行うことになるのか。

A 被措置児童等虐待に関し、事実確認、入所児童全体の保護、施設への指導など施設全体との関係での対応については、被措置児童等が在籍する施設を所管する都道府県が対応を行うことになることから、施設を所管する都道府県の児童福祉審議会に報告や意見聴取を行うこととなる。

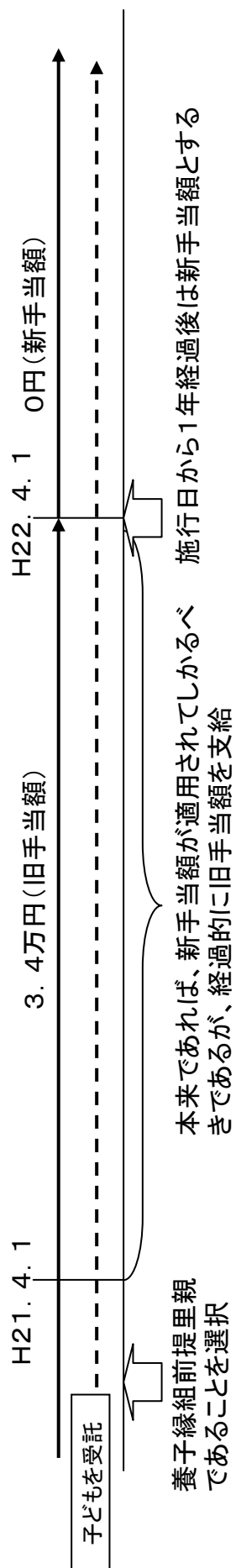
施設を所管する都道府県以外の都道府県から措置された児童についての個別の処遇等については、児童を措置した都道府県が判断することになるため、当該児童の処遇について措置都道府県の児童福祉審議会の意見を聴くこととなる。

いずれにしても、施設を所管する都道府県と児童の措置を行った都道府県が十分に連携して対応されたい。

# 里親の認定登録に関する手当の取扱い

## I. 施行日に子どもを受託している場合

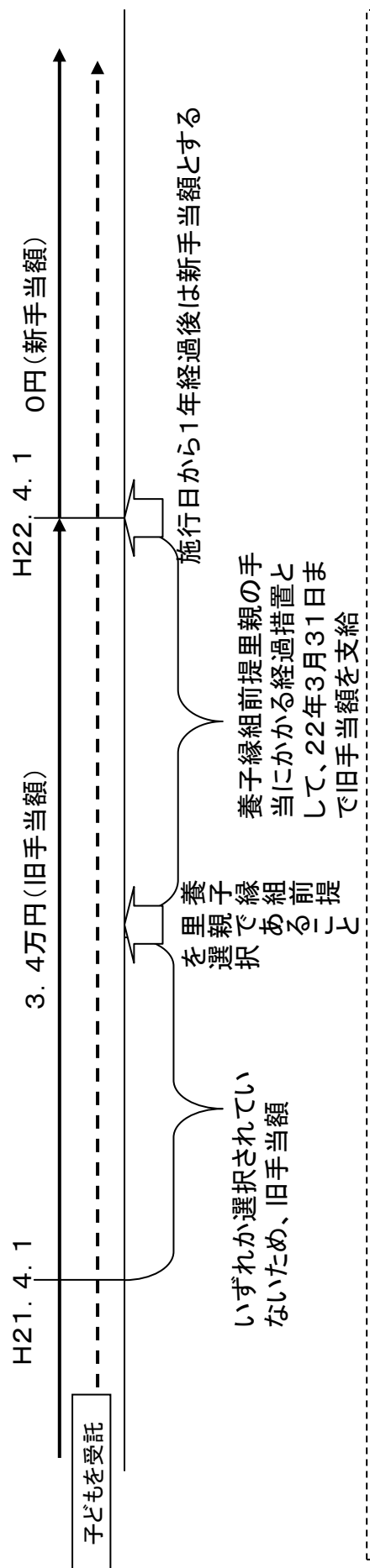
① 施行日に現に子どもを受託しており、施行日前に養子縁組を前提としている旨を申し出た場合



施行日までに、養子縁組によって養親となることを希望することの申し出があった場合には、養育里親名簿には氏名等を記載せず、養子縁組前提里親を記載する名簿などを都道府県において作成し、これに氏名等を記載する。

・施行日においてすでに子どもを委託されている里親については、養子縁組によって養親となることを希望することを申し出た場合であっても、手当については、施行日から1年間は経過的に3.4万円を支給する(委託解除された場合を除く。)

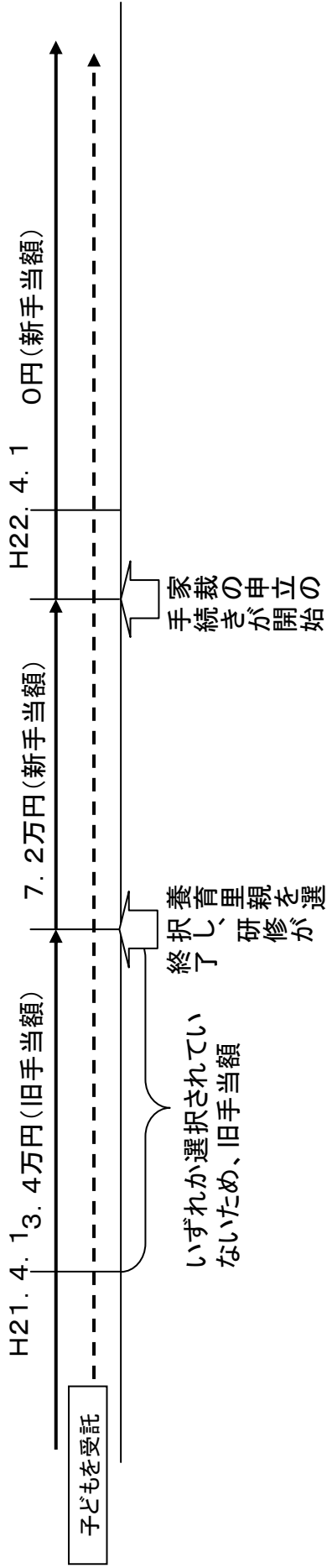
② 施行日に現に子どもを受託しており、施行日後に養子縁組を前提としている旨を申し出た場合



法律上の経過措置が平成22年3月31日までに終了するため、養育里親が養子縁組前提里親であるかの選択は22年3月31日まで終了する必要があります。



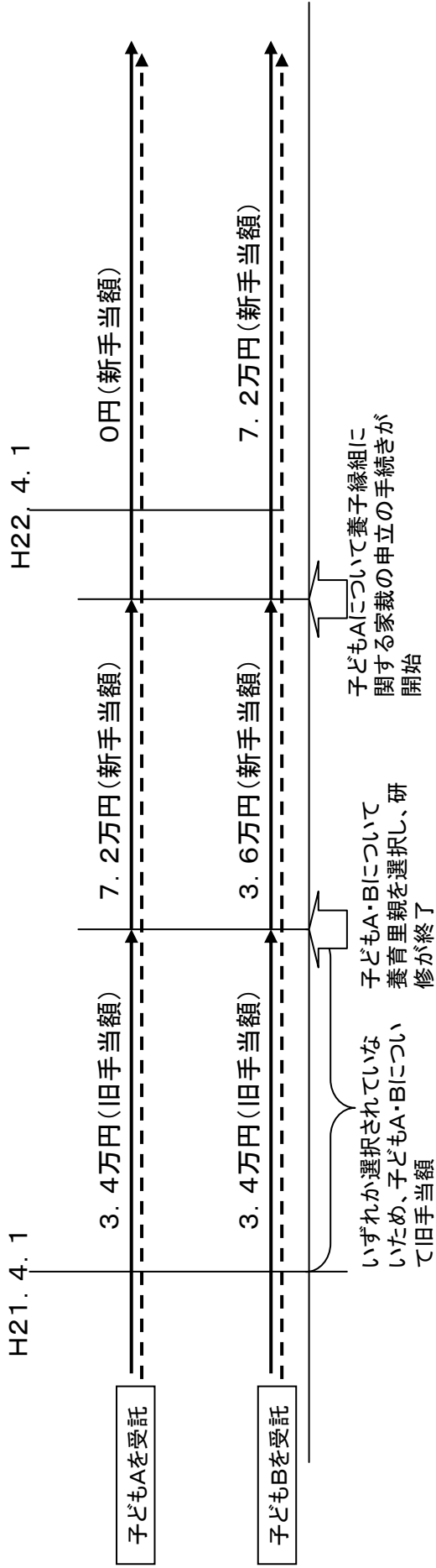
③ 施行日に現に子どもを受託しており、施行日後にいったん、養育里親を選ばし、研修を受けたが、その後、子どもの事情及び里親の事情の変更があり、養子縁組手続きが開始された場合



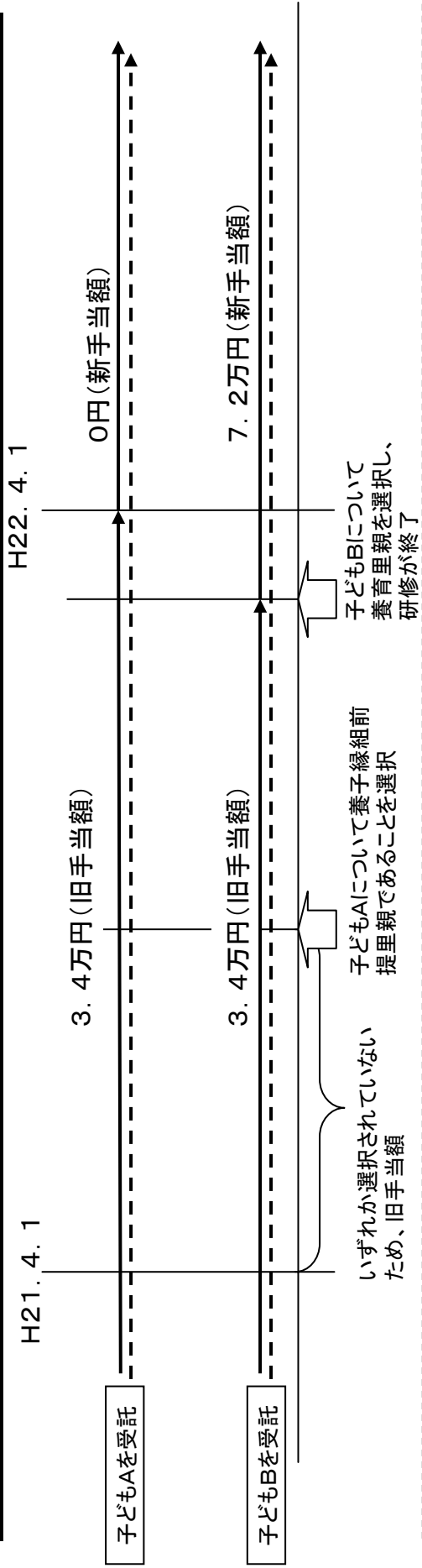
・施行日から1年間の経過的な手当の措置は、すでに子どもを受託されている里親に対する激変緩和的な措置であることから、いったん、養育里親を選択した場合には、経過措置の対象としない

・別の子どもを新たに委託され、当該子どもについては、養育里親として養育する場合には、7. 2万円の里親手当となる。

④ 施行日に現に子どもA、Bを受託しており、施行日後にいったん、養育里親を選択し、研修を受けたが、その後、子どもAについての事情及び里親の事情の変更があり、子どもAについて養子縁組手続きが開始された場合



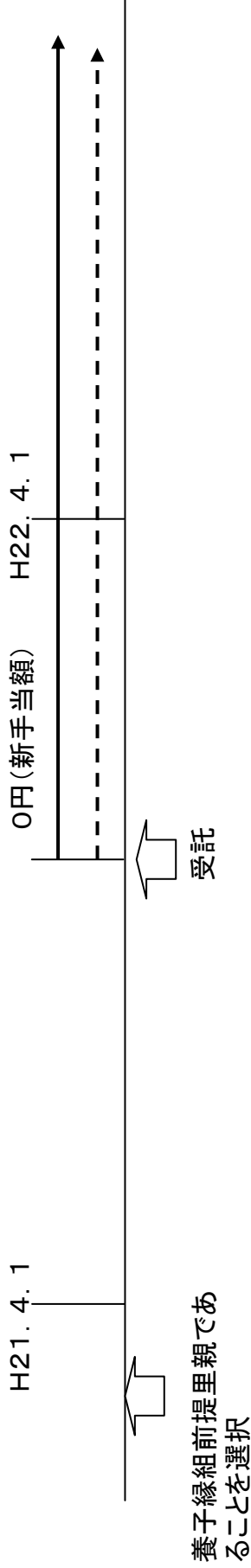
⑤ 施行日に現に子どもA、Bを受託しており、子どもAについて養子縁組を前提としていることを申し出たが、子どもBについては、養育里親を選択し、研修を受けた場合



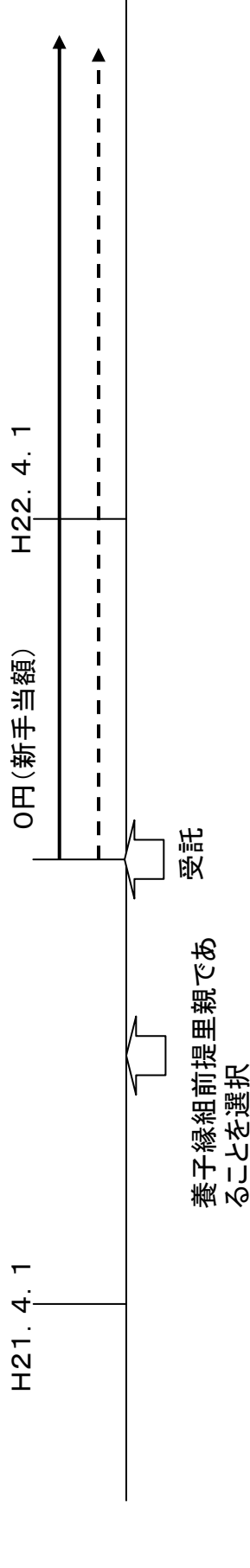
・いったん、養育里親を選択した場合(④)には、養子縁組に関する家裁の申立の手続きの開始時点に基づき、養育里親か養子縁組前提里親であるかの選択をまだ行っていない者が養子縁組前提里親を選択する場合(⑤)は、養子縁組前提里親であることを申し出した時点に基づきとする。

## Ⅱ. 施行日に未受託の場合

### ① 施行日前において養子縁組を前提として申し出した場合



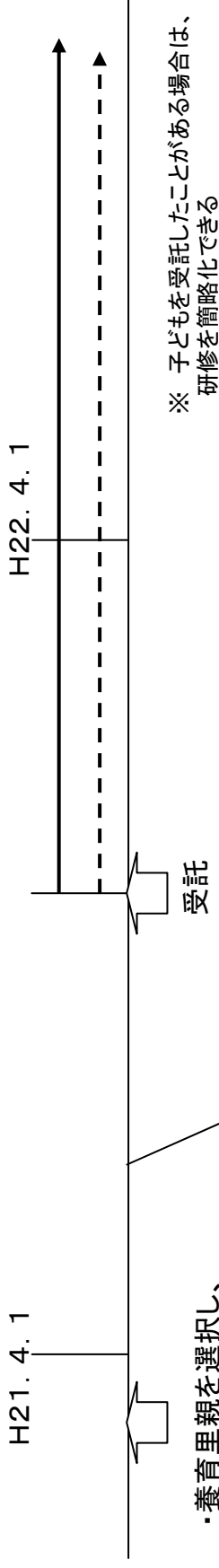
### ② 施行日後に養子縁組を前提として申し出した場合



法律上の経過措置が平成22年3月31日までに終了するため、養育里親か養子縁組前提里親であるかの選択は22年3月31日までに終了することが必要。

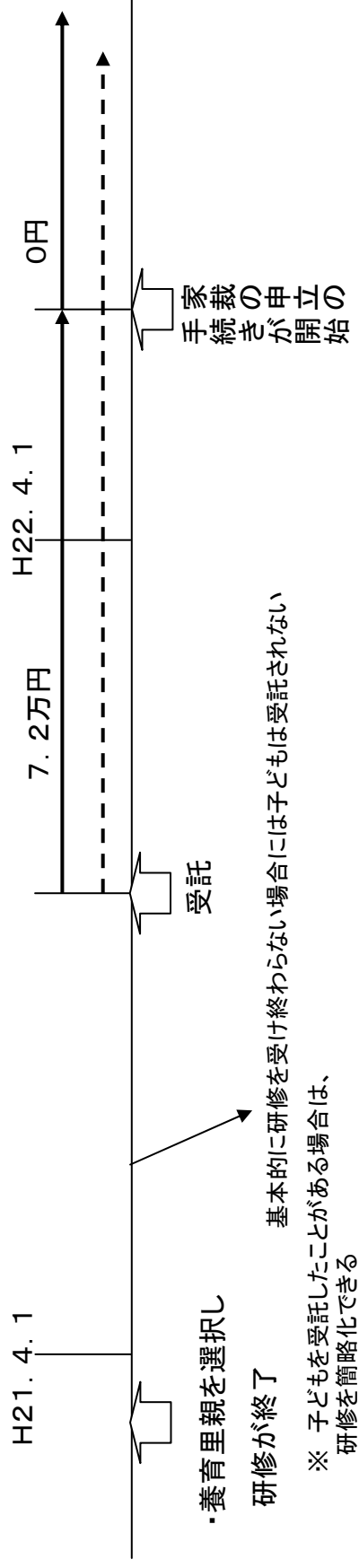
③ 養育里親となった場合

7.2万円(新手当額)



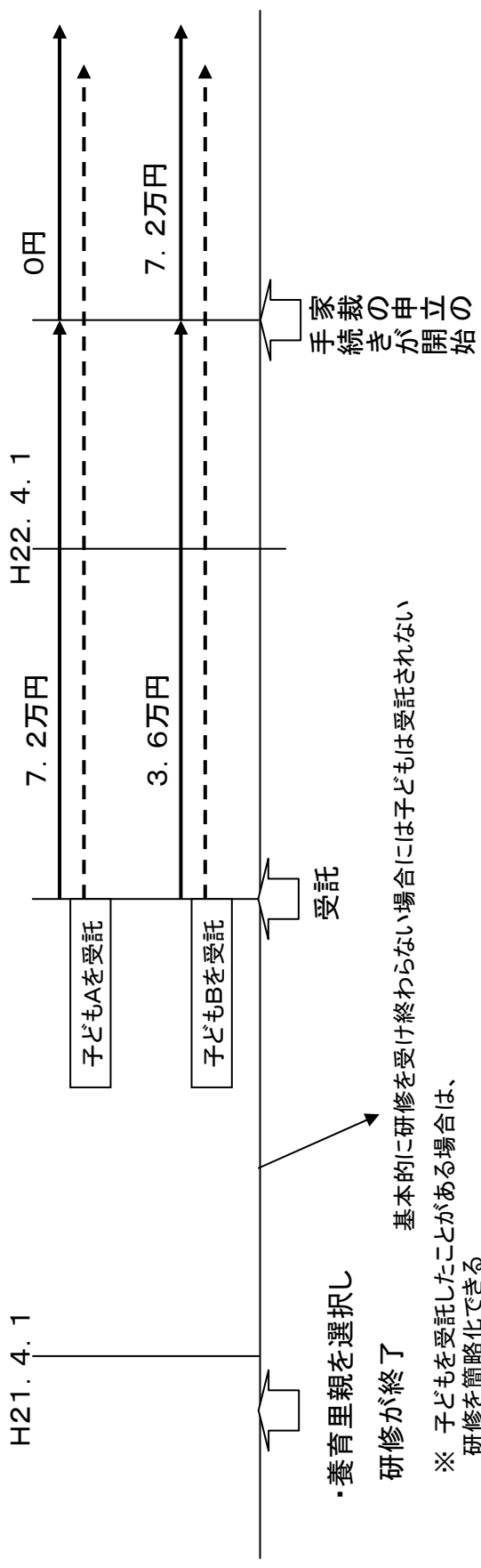
基本的に研修を受け終わらない場合には子どもは受託されない

④ 養育里親となり、子どもを受託したが、その後、子どもの事情及び里親の事情の変更があり、養子縁組手続きが開始された場合



基本的に研修を受け終わらない場合には子どもは受託されない

⑤ 養育里親となり、子どもA、Bを受託したが、その後、子どもAの事情及び里親の事情の変更があり、子どもAについて養子縁組手続きが開始された場合(子どもBについては引き続き養育里親として子どもの養育を行う。)



・養育里親を選択し 研修が終了  
 基本的に研修を受け終わらない場合には子どもは受託されない  
 ※ 子どもを受託したことがある場合は、研修を簡略化できる



# 平成21年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

## 研修共通テーマ <子どもの権利擁護>

平成21年4月の改正児童福祉法の施行を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもたちを取り巻く様々な状況に対応すべく、<子どもの権利擁護>をテーマとした各種研修を実施します。

### <児童自立支援施設新任職員研修>

武蔵野学院(さいたま市)  
きぬ川・きぬ川学院(栃木県さくら市)

研修種別	対象者	期間	スクーリング会場	募集人数
<b>新任施設長研修</b> 新任施設長として児童自立支援施設運営上必要と思われる内容を学び、今後の方向性を考える研修	H20.4月以降に着任した施設長	前期H21.5.11～5.13 後期H21.10.19～10.21 (各3日間) 前後期2回とも必修	前期 武蔵野 後期 きぬ川	20名
<b>新任職員研修</b> (1)短期コース 初めて児童自立支援事業に従事する職員に対しての基礎的研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員・児童経験が3年未満である者	全3ヶ月間うちスクーリング ①H21.6.8～6.12 ②H21.6.22～6.26 ③H21.10.26～10.30 ④H21.11.16～11.20	きぬ川	各回 20名 程度
(2)実習コース 児童自立支援施設の機能を実習を通してより深く理解し、具体的な支援の方法を学ぶ基礎的研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員・児童経験が3年未満である者	全3ヶ月間 うち実習期間(3週間) 8月下旬～9月上旬 又は調整の上決定	武蔵野 きぬ川	10名 程度

### <児童自立支援施設・児童相談所共通研修>

研修種別	対象者	期間	スクーリング会場	募集人数
8 <b>思春期問題対応関係機関職員研修</b>	思春期問題対応関係職員	H22.3.3～3.5 (3日間)	武蔵野	30名

### <児童相談所職員研修>

9 <b>児童相談所一時保護所指導者研修</b>	児童相談所一時保護所において指導的立場にある者(※)	①H22.1.13～1.15 ②H22.2.3～2.5 (3日間)	武蔵野	各回 30名
10 <b>里親対応関係機関職員研修</b>	児童相談所等里親対応担当職員等	H21.7.27～7.29 (3日間)	武蔵野	30名

### <児童自立支援施設専門研修>

4 <b>スーパーバイザー研修</b> 自立支援機能を総括していくために必要なマネジメント・スキル・セッション、今後の児童自立支援施設の機能充実を考へ深める研修	スーパーバイザー又は指導的立場にある者(※)	全3ヶ月間 うちスクーリング期間 H21.8.31～9.4 (5日間)	きぬ川	20名
<b>中堅職員研修</b> 専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員・児童経験が5年以上である者(※)	全3ヶ月間 うちスクーリング期間 H21.6.1～6.5 (5日間)	武蔵野	30名
<b>児童自立支援専門員・児童生活支援員研修</b> 児童自立支援施設職員としての専門性をより高めるための研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員・児童経験が5年未満である者(※)	全4ヶ月間 うちスクーリング期間 H21.6.29～7.3 (5日間)	武蔵野	30名
<b>学科指導関係職員研修</b> 多様化する児童自立支援施設入所児童の学習を支援するために必要な専門性を高める研修	児童自立支援施設で学科指導に關わっている教員・職員等	全4ヶ月間 うちスクーリング期間 H21.8.5～8.7 (3日間)	きぬ川	20名

### <全国研修指導者養成研修>

研修種別	対象者	期間	スクーリング会場	募集人数
Dコース チームアプローチとスーパーバイズ	都道府県知事が推薦する者	H21.9.9～9.11 (3日間)	武蔵野	各回 30名
Bコース 子どもの発達とアセスメント		H21.10.5～10.7 (3日間)		
Cコース 家族支援とソーシャルワーク	都道府県知事が推薦する者	H21.10.28～10.30 (3日間)	武蔵野	各回 30名
Aコース 子どもの権利擁護と日々の養育		H21.11.18～11.20 (3日間)		
Eコース 子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応		H21.12.9～12.11 (3日間)		

問い合わせ先

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 Tel.048-878-1260(代)

(※ 児童福祉領域の経験を含める等、所属長の推薦がある場合にはこれに限らない)





「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」一部改正新旧対照表

○「母子家庭等日常生活支援事業の実施について（平成15年6月18日雇児発第0618003号）」

改正後	現行
<p>雇児発第0618003号 平成15年6月18日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>母子家庭等日常生活支援事業の実施について</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）の施行に伴い、従来の「母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業」を「母子家庭等日常生活支援事業」と名称を変更するとともに、事業内容を拡充し、別紙「母子家庭等日常生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>また、貴管内市町村並びに母子福祉団体等の関係者に対しても、貴職から周知徹底を図られたく、併せてお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成7年4月6日厚生省発児第93号厚生事務次官通知「母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業について」及び平成元年5月29日児発第405号本職通知「母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業の実施について」は廃止する。</p>	<p>雇児発第0618003号 平成15年6月18日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>母子家庭等日常生活支援事業の実施について</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）の施行に伴い、従来の「母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業」を「母子家庭等日常生活支援事業」と名称を変更するとともに、事業内容を拡充し、別紙「母子家庭等日常生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>また、貴管内市町村並びに母子福祉団体等の関係者に対しても、貴職から周知徹底を図られたく、併せてお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成7年4月6日厚生省発児第93号厚生事務次官通知「母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業について」及び平成元年5月29日児発第405号本職通知「母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業の実施について」は廃止する。</p>

(別紙)

母子家庭等日常生活支援事業実施要綱

- 1 目的  
この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣するなど、母子家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

- 2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）又は市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とし、この事業の一部を母子福祉団体に委託することができる。

- 3 対象者

対象者は、母子家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、失業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭とする。

- 4 便宜の種類及び内容  
(略)

- 5 事業の実施場所  
(略)

(別紙)

母子家庭等日常生活支援事業実施要綱

- 1 目的  
この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣するなど、母子家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

- 2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下、同じ。）又は市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下、同じ。）とし、この事業の一部を母子福祉団体に委託することができる。

- 3 対象者

対象者は、母子家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、失職、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭とする。

- 4 便宜の種類及び内容

便宜の種類は、生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援を行うものとする。

- (1) 生活援助の内容は、家事、介護その他の日常生活の便宜とする。
- (2) 子育て支援の内容は、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする。

- 5 事業の実施場所

この事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助  
被生活援助者の居宅
- (2) 子育て支援  
ア 家庭生活支援員の居宅  
イ 講習会等職業訓練を受講している場所

ウ 児童館、母子生活支援施設等母子家庭等の利用しやすい適切な場所

- 6 家庭生活支援員の選定  
実施主体は、次の要件を備えている者のうちから家庭生活支援員を選定すること。  
(1) 生活援助 訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者又は別に定める生活援助に関する一定の研修を修了した者。  
(2) 子育て支援 別に定める子育て支援に関する一定の研修を修了した者
- 7 家庭生活支援員の登録  
(1) 実施主体は、家庭生活支援員の氏名、連絡先、提供可能な便宜の種類等事業の実施に必要な情報を記載した登録簿を作成すること。  
(2) 実施主体は、家庭生活支援員を選定した場合又は登録されている内容に変更があった場合は、すみやかに登録又は登録内容の変更を行うこと。  
(3) 家庭生活支援員は、登録簿に登録されている内容に変更があった場合は、その変更内容について、すみやかに実施主体に報告を行うこと。
- 8 家庭生活支援員の派遣等の決定等  
(1) (略)  
(2) 家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、その必要性を判断し、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を決定するものとする。  
なお、本人以外の要請に基づいて便宜を供与する場合は、家庭生活支援員の派遣等の要否について本人の意向を確認するとともに、必要に応じ関係機関と連携を図ること。
- 9 費用の負担  
(略)

- 6 家庭生活支援員の選定等  
実施主体は、次の要件を備えている者のうちから家庭生活支援員を選定すること。  
(1) 生活援助は、訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者とする。  
(2) 子育て支援は、別に定める一定の研修を修了した者とする。  
なお、平成15年度においては、すでに母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業の介護人として選定されている者について、経過的に家庭生活支援員として選定することとして差し支えない。
- 7 家庭生活支援員の派遣等の決定等  
(1) 家庭生活支援員の派遣等を必要とする母子家庭等からの要請又は当該世帯の近隣に在住する者等の要請に基づいて行うものとする。  
(2) 家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、その必要性を判断し、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を決定するものとする。
- 8 費用の負担  
家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯は、別に定める基準により派遣等に要した費用を負担するものとする。

10 関係機関との連携  
(略)

11 国の補助  
(略)

9 関係機関との連携

都道府県等は、この事業を実施するに当たっては、母子自立支援員、福祉事務所、民生委員・児童委員、母子生活支援施設など他の関係機関との連絡を図るとともに、この事業の一部を委託している団体等との連絡・調整を十分に行うこと。

10 国の補助

国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

新	旧
<p>厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれは、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p>厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれは、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 母子家庭対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下厚生省令「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の2に定める次の事業とする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業</p>	<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 母子家庭対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下厚生省令「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の2に定める次の事業とする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業</p>

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3の(5)以外の事業

ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)

(ア) 別表第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(5)の事業

別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3の(5)以外の事業

ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)

(ア) 別表第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(5)の事業

別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない

い。

(6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調査書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調査及び書庫書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(7) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(6)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業

市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめのうえ、毎年度10月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第3による申請書を毎年度10月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

い。

(6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調査書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(7) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(6)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業

市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめのうえ、毎年度10月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第3による申請書を毎年度10月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。



<p>(補助金の概算払)</p> <p>9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>市町村長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記(1)以外の事業</p> <p>別紙様式第5による報告書を、翌年度4月10日(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(補助金の概算払)</p> <p>9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>市町村長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記(1)以外の事業</p> <p>別紙様式第5による報告書を、翌年度4月10日(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>
<p>(補助金の返還)</p> <p>11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところとする。</p>	<p>(補助金の返還)</p> <p>11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところとする。</p>